

生権力としての社会的なもの
市野川 容孝
(東京大学)

1. 社会的なものへの批判的想起

フロイトによれば、物忘れはその対象への否定的感情によって即座に引き起こされるのではない。その対象の否定という作業を否定したい人が物忘れをするのである(『精神分析入門講義』第3講, 第4講)。あるものをきちんと意識的に批判、否定できる人は、その対象を忘れない。意識的に批判、否定できない人、そうしたくない人が、当のものを忘れながら、何とかやり過ごそうとする。だが、それは一種の抑圧であり、ゆえにどこか病んでいる。

「ソーシャル(社会)」という言葉が政治的にほとんど機能することのなかったアメリカで、近年、B・サンダースらを中心に「社会主義(socialism)」という言葉が一定の力を持ち始めているのに対し、1950年代から90年代はじめまで「社会(主義)」を党名に冠した諸政党が国会で約3割の議席を獲得し続けてきた日本では、にもかかわらず、政治的な言葉としての「ソーシャル(社会)」は1990年代半ば以降、行方不明のままである。それに代えて日本では「リベラル」という言葉が多用され、サンダースがあえて社会主義と呼んでいるような理念や政策も「リベラル」というカタカナの日本語で呼ばれているが、今やこの日本語は水ぶくれ状態にあり、その意味もよく分からなくなっている。

ソーシャル(社会)という言葉が政治的な力を失っている日本のこの現状は、何に起因するのか。一つには、社会的なものを否定する政治勢力(いわゆる新自由主義)やそれを支持する人びとが力をもっているということもあろうが、それだけではない。かつてソーシャルの側に立ち、新自由主義との関係からすれば、今もその立場に大きな変化のない人たちが、ソーシャルという言葉をもったまま、リベラルという言葉だけで政治を考えようとしているということも、日本におけるソーシャルの衰退の一因だろう。

冒頭のフロイトにしたがうなら、ソーシャルや社会主義という言葉をもっているのは、それらを意識的に否定する新自由主義者ではない。新自由主義者はそれらをはっきり記憶しながら、「そんなのは、かつての社会主義と同じだ(から否定すべきだ)」と主張するのである。忘れているのは、ベルリンの壁を崩壊させたような、かつての社会主義の問題点や誤りを批判し否定しなければならないと思いつつも、そういう自己批判に近い作業を不快であるがゆえに、忌避する人たちである。

したがって、政治的な言葉としてのソーシャルを今一度、想起し、再生させるためには、社会主義のどこが今でも正しく有効なのかを言挙げするだけでは足りない。そのどこが、どう間違っており、それをどう正さなければならないかを考える批判と否定の作業が、同時に必要なのである。

《シンポジウム》
「新しいソーシャリズムへの回路」

2. 生権力としての社会的なもの——優生政策を例として

2018年1月末、1948年制定の日本の優生保護法にもとづき、優生学的理由から強制的に不妊手術を受けさせられた被害者が国家賠償を求めて仙台地裁に提訴し、これに加わる同様の被害者が全国に広がっている。

日本の優生保護法が女性のプロチョイスやリプロダクティブ・ライツに、いち早く一つの法的基礎を与えたことは事実であり、その意義を過少評価してはならないが、同法がその名のとおり、優生政策を推進するための法律であったことも事実である。敗戦直後の1947年12月、社会党所属の加藤シヅエ、福田昌子、太田典礼の3名が優生保護法の第一案を衆議院に提出する。その第三章は「強制断種」と題され、「常習性犯罪者」「精神病院の収容者」に対する不妊手術が必要な場合には、政令で定められる「優生委員会」の決定にもとづいて「本人ならびに配偶者の同意がなくとも」手術を実施できるとしていた。

この社会党案は審議未了となったが、翌48年6月12日、民主党所属の谷口弥三郎らが参議院に優生保護法の第二案を提出する。同案は6月23日の参議院本会議で全会一致で可決され、翌24日、今度は太田典礼らが谷口らの法案と同一のものを衆議院に提出し、6月28日の本会議で全会一致で可決された。衆参ともに本会議に出席の議員は誰も反対していない。加藤シヅエや太田典礼の社会党と谷口弥三郎らの民主党は1947年5月から翌48年10月まで連立政権（片山哲内閣と芦田均内閣）を構成しており、優生保護法は同政権の産物と言える。優生保護法については、その立法責任をもっぱら谷口弥三郎らに帰し、社会党を免罪する論調がこれまでで少なくなかったが、それは正しくない。

社会（民主）主義と優生政策の結びつきは、日本に限ったことではない。ドイツ社民党のカール・カウツキーは『自然と社会における増大と発展』（1910年）で、次のように述べている。「プロレタリアートと、そしてまた上層階級を病と変質に追い込んでいるすべての生活条件は〔社会主義によって〕消えてなくなる。（…）それでも、病気の子どもが生まれるとすれば、その子どもたちの虚弱さは社会条件によるのではなく、単にその両親の個人的な罪となる。（…）今や世論と、親としての自覚が、どんな場合であれ、虚弱な者をもつようなことを厳しく非難するのであり、結婚に際して、自分たちが子どもをもつべきかどうかについて、専門家の意見を聞くことが、あまり健康でないと感じている者すべての義務と見なされるようになるだろう」（市野川、2000、参照）。

オーストリアの社会学者で社会民主主義者のルドルフ・ゴルトシャイトは、1910年代から「人間経済学（Menschenökonomie）」、すなわち「人的資源がどのようにして生成し、変化し、また消滅するかを、物財の減価償却や再生産に関するのと同様の緻密な方法で研究すること」が、社会主義の新たな課題として付け加えられなければならないと主張したが、優生政策はこの人間経済学の一分野として、社会（民主）主義においても積極的に支持されたのである（市野川、2007）。

優生政策は間違いなく、フーコーの言う「生権力」である。そして、その優生政策を

《シンポジウム》
「新しいソーシャルリズムへの回路」

社会（民主）主義は肯定した。ここから導かれるのは、かつての社会（民主）主義を生権力という観点から批判的に問いなおすという課題である。この課題が引き受けられないかぎり、新しいソーシャルリズムへの回路は見つからないだろう。

〔文献〕

市野川容孝，2000，「社会的なものの概念と生命——福祉国家と優生学」『思想』第908号（2000年2月号）34-64頁。

市野川容孝，2006，『社会』岩波書店。

市野川容孝，2007，「社会学と生物学——黎明期のドイツ社会学に関する一考察」『現代思想』vol.35-15（2007年11月臨時増刊「総特集 マックス・ウェーバー」）157-173頁。

市野川容孝，2016，「権力論と社会的なものの概念」宇都宮京子他編『マックス・ウェーバー研究の現在』創文社，207-239頁。